

5.4 土壌汚染

5.4.1 工事の施行中

(1) 調査事項

調査事項は、表 5.4-1 に示すとおりである。

表 5.4-1 調査事項（工事の施行中）

区分	調査事項
予測した事項	<ul style="list-style-type: none">・土壌中の有害物質等の濃度・地下水への溶出の可能性の有無・汚染土壌の量・新たな土地への拡散の可能性の有無
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none">・建設発生土の状況（量、処理・処分方法）・土壌汚染の状況
環境保全対策の実施状況	<ul style="list-style-type: none">・「鉛及びその化合物」の土壌含有量の基準値超過が確認された区画については詳細調査を実施する。・既存施設の除却や土地の改変に先立ち、「東京都環境確保条例」第 116 条及び第 117 条等に基づき有害物質の土壌汚染状況調査等を行う。調査にあたっては「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき調査単位区画を設定し、調査区画が建物下など工事着手前に調査が実施できない区画がある場合、工事の進捗に合わせ当該区画の調査を実施する。・基準値を超過する汚染された土壌が確認された場合、関係法令に基づく適正な措置を行う。・本事業に伴う建設発生土を搬出する場合は、土壌中の有害物質等が「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。・土壌汚染調査において確認された汚染土壌を区域外へ搬出する場合、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」に基づき、運搬車両にシート掛け等を行ったうえで適切に運搬する。また、「東京都環境確保条例」及び「土壌汚染対策法」に基づき、許可を受けた汚染土壌処理施設へ搬出し適切に処理する。なお、ダイオキシン類における汚染が確認された場合は、「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」に基づき、適切に処理する。・有害物質等による汚染土壌が確認された場合は、工事の施工において発生する排水について、仮設の汚水処理設備において下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、公共下水道に排水する。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

(3) 調査手法

調査手法は、表 5.4-2 に示すとおりである。

表 5.4-2 調査手法（工事の施行中）

調査事項	・ 土壌中の有害物質等の濃度 ・ 地下水への溶出の可能性の有無	・ 汚染土壌の量 ・ 新たな土地への拡散の可能性の有無
調査時点	既存施設の除却や土地の改変を行う時点とする。	建設工事（掘削工事）に伴い建設発生土が排出される時点とする。
調査期間	予測した事項	既存施設の除却や土地の改変を行う期間とする。
	予測条件の状況	「予測した事項」と同一期間とする。
	環境保全対策の実施状況	「予測した事項」と同一期間とする。
調査地点	予測した事項	計画地内とする。
	予測条件の状況	計画地内とする。
	環境保全対策の実施状況	計画地内とする。
調査手法	予測した事項	「予測条件の状況」及び「環境保全対策の実施状況」の整理による。
	予測条件の状況	【建設発生土の状況】 関係資料の整理による。 【土壌汚染の状況】 環境確保条例第 116 条、117 条、土壌汚染対策法第 4 条に基づく方法とする。
	環境保全対策の実施状況	現地調査及び関係資料の整理による。